

利用登録に関するよくある質問（Q&A）

Q4 1: 利用登録するには、条件がありますか？

A4 1: 新規転入者であることが条件となります。

※新規転入者とは転入前3年以上他の市町村の住民基本台帳に記録されていた者で、
本町に定住を目的として住所を定め5年以内の者。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q4 2: 利用登録するにはどうすればよいですか？

A4 2: 「空き家バンク利用者登録申込書」と「誓約書」、

「新規転入者であることが確認できる書類」などの必要書類を提出します。

内容を確認次第、利用登録されます。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q4 3: 「新規転入者であることが確認できる書類」とはどんなものがありますか？

A4 3: 「住民票」や「戸籍の附票」となります。

Q4 4: 外国籍でも利用登録できますか？

A4 4: 外国籍の方でも「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、

「定住者」若しくは「特別永住者」のいずれかの在留資格を有している場合、
登録が可能です。

登録時に在留カードをご提示ください。